

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
297	海田市(R7)30号建物空調機補修	陸上自衛隊海田市駐屯地	8.3.31	8.1.29	8.2.5 08時30分	8.2.5 08時30分	無し	市価調査書期限 8.2.2 13時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 市丸
電話番号(内線): 082-822-3101(内2342)
FAX番号: 082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

市場価格調査書

件名リストー連番号	297
-----------	-----

金額 **¥**

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
海田市(R7)30号建物空調機補修	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		納期	8.3.31	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。

FAX:082-823-4226

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

見 積 書

件名リストー連番号	297
-----------	-----

見積金額 **¥**

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
海田市(R7)30号建物空調機補修	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		納期	8.3.31	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 3
役務名称	海田市 (R7) 30号建物 空調機補修	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和8年1月26日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

1 場所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号 (陸上自衛隊海田市駐屯地)

2 期間 契約締結日から令和8年3月31日

3 役務概要

種別	概要	数量	備考
30号 建物	1階当直室 空調機 (室外機) 補修 ダイキン工業 R28NCVE (製番:C000324) (1) 圧縮機取替 (2) 防振ゴム取替 (3) プリント基板組立品取替 (4) リアクタ取替 (5) 冷媒ガス R410A充填 (6) 試運転・調整	1台 1式 1個 1個 1.2kg	

4 一般事項

(1) 適用基準等

本補修は、本仕様書によるほか、公共工事標準仕様書、メーカーの取扱い説明等に定めるところに従い誠実に行うものとする。

また、これに定めのない事項については、係官との協議による。

(2) 安全確保

本補修により施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。

(3) 作業写真

撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築設備編」を参考とすること。

(4) 発生材の処理

請負者は、補修により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて係官に提出する。

(5) 産業廃棄物の処理等

本作業により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適切に処分する。

(6) 主要材料

本補修に使用する資材は本仕様書に適合するものとし、すべて新品とする。

役務件名	海田市（R7）30号建物空 調機補修	仕様書番号	2 / 3
<p>5 特記事項</p> <p>(1) 本補修において、係官が提出を指示した書類については、速やかに提出すること。</p> <p>(2) 補修作業後、運転調整を実施し、正常に動作することを確認した後、報告すること。</p> <p>6 検 査</p> <p>本役務完了後、必要書類提出時に検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。</p>			

